

査請求を行った。

審理関係人の主張の要旨

1 請求人の主張

- (1) 請求人が審査庁に提出した審査請求書には次の趣旨の記載がある。

処分庁より初めて生活保護費を受け取った時に金額が高かった為、ケースワーカーに確認した。後々返還と言われても困るので何度も言ったがケースワーカーは「そんなに心配しなくても大丈夫だから、ちゃんと計算された金額」と言われた。2年経ち「計算ミスをしていた、150万円ほど返還して下さい」と。謝罪のみで責任を全て当方だけと言うのが納得できない。1年毎の見直しをしっかりとしていれば、半分で済んだ。処分庁のミスをなぜ全て請求人だけの責任になるのか。処分庁管内に転居しなければ、こんな事にはならなかったし、信用もできない。引っ越ししたくても他県の転居(移管)も理由にならない、転居するなら実費で、と言われたが引っ越し代もない。この1年、精神的にまいっている。助けて欲しい。不正受給者はたくさん居て、真面目な人間ほど、こんな仕打ちを受けないといけないのであろうか。長文乱筆で申し訳ない。

返還決定理由の文面にある、「資力があるにもかかわらず保護を受けたとき」とあるが、請求人はケースワーカーに確認し大丈夫だからと言われ、信じ受けとっていた。後から請求人が困るなら受けとらないし、何度も確認しない。生きるのがつらい。

- (2) 審理員が平成29年4月11日に受理した請求人の反論書には次の趣旨の記載がある。

ア 後記 2 処分庁の主張の(1)のウ 処分庁の意見

- ・請求人が保護費を過大に受給していたことは、保護費の不当受給に当たると解される。「法第63条によることが妥当な場合」として「受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」

イ 反論

何度も言うが、最初に受け取った保護費が高かったので担当者に何度も確認をした。確認をした上で受給していたので不当受給していない。届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由とは何か。当時、確認したにもかかわらず担当者が見直しなり調べを怠ったからではないか。請求人は他にどうすれば良かったのか。毎年、しっかり見直しをしてきていたら、もっと早い段階で気づいた事である。処分庁は全ての責任を押し付けているだけである。

担当者の言葉を信じた請求人に非があるとは思わないし、生活保護受給者は借金が出来ないのであるが、請求人してみれば借金と同じである。言い方が違うだけで変わらない。

処分庁管内に住んでから精神病が悪化し不安と睡眠不足が続き、精神病の薬を飲むと体がだるく動けない事もある。弁明書に納得できないので返還する気はない。

(3) 請求人から提出のあった証拠書類には次の趣旨の記載がある。

本件返還決定通知書には、「1. 返還金額 1,551,566円、2. 返還期日 平成29年1月31日、3. 返還決定理由 請求人は平成26年1月～平成28年1月の間に処分庁にて本法受給していましたが、前の保護の実施機関からの移管当初から平成28年1月分保護費まで保護費調整額を認定しており、保護費の過大支給が行われていました。そのため平成26年1月～平成28年1月の間に支給した保護費のうち過支給額 1,551,566円については、法第63条の規定により『資力があるにもかかわらず保護を受けたとき』に該当し、費用返還の対象となりますので、1,551,566円について費用返還決定します。」との記載がある。

2 処分庁の主張

(1) 審理員が平成29年2月22日に受理した処分庁の弁明書には、次の趣旨の記載がある。

ア 審査請求の理由に記載された事実の認否

同記載のうち、

①請求人から、処分庁における保護費が高額のため確認がなされた際に、「そんなに心配しなくても大丈夫。ちゃんと計算された金額」と伝えたこと

②保護費の過大支給が判明後、請求人に対し算定誤りがあったことを伝え謝罪し、過大支給額の返還を求めたこと

については認め、その余は知らないし否認する。また、転居及びその費用支給に係る部分については、本件返還決定と直接関係がない。

イ 本件返還決定に至るまでの経緯

(ア) 平成26年2月28日

処分庁職員Aは、請求人世帯の同年1月分の生活扶助(日割り)及び教育扶助(給食費)相当額の追加支給を行うため、同年2月分保護費の変更決定の起案を行った。なお、生活扶助(日割り)については調整額にて計上した。

(イ) 平成28年1月28日

請求人世帯の保護費について、平成26年4月分以降も調整額の計上が継続し、保護費が過大支給されていたことが判明した。

これを受けて、処分庁職員Bは、平成28年2月分保護費の変更決定の起案を行い、即日所定の決裁を得た。

また、処分庁職員Aは、請求人の自宅を訪問し、請求人に対して調整額の計上が平成26年4月以降も継続していたことにより、多額の返還額が発生すること、及び平成28年2月以降の保護費支給額が減となることを説明した。請求人は、これらの説明に対して理解を示したものの、精神的なショックが大きい様子であった。また、なぜこの時期に発覚したのか、返還額の減額や免除はできないのかとの質問がなされた。処分庁職員Aは、処分庁の過誤による過大支給であり請求人に落ち度はないが、返還額の減額や免除を行うことはできないことを説明した。

また、住宅扶助限度額の見直しに伴う経過措置適用のため、請求人世帯の保護費を確認したところ過大支給が判明したことを説明した。

(ウ) 平成28年2月15日

処分庁職員Bは、請求人の自宅を訪問し、請求人と面談した。請求人は、処分庁への移管当初に保護費がD市より多いことについて確認したにもかかわらず、当時の担当者から問題ないと言われたことがあり、返還については納得がいかないと述べた。処分庁職員Bは、請求人に多大なストレスを与えてしまったことをお詫びするとともに、返還金の手続は進めざるを得ないことを説明した。

(エ) 平成28年3月22日

請求人からの電話に処分庁職員Bが対応した。請求人は精神的に参っている様子であるが、返還金については分割でも返さなければならぬと理解している様子であった。なお、納付書払いと口座引き落としについての質問がなされたため、法第63条返還金の場合、基本的には納付書払いであるが、取引銀行によっては口座引き落としも可能であることを説明した。

(オ) 平成28年4月4日

処分庁職員Bが請求人に架電し、担当者が変更となることを伝えた。請求人は、返還金についてある程度落ち着いて話ができるようになっていた。今後、費用返還に係る通知書については、郵送するのではなく、訪問時に直接手渡してもらう方が精神的に楽であるとの申し入れがなされた。

(カ) 平成28年6月28日

処分庁職員Cは、請求人の自宅を訪問し、請求人と面談した。請求人は、保護費の過大支給分について、返還はやむを得ないと思うが心情として納得できないと述べた。また、当時の担当者に支給額が多くないかと2回も確認したと述べた。処分庁職員Cは、過大支給分は返還対象となるため、次回訪問時に関係書類を持参する

ことを説明した。

(キ) 平成28年12月21日

処分庁職員Cは、請求人の自宅を訪問し、請求人と面談した。その際、請求人に対して、本件返還決定通知書及び納付書を手渡した。請求人は、本件返還決定に納得していないとのことで、書面収受に係る署名及び捺印については拒否した。

ウ 処分庁の意見

請求人は、処分庁の過誤により保護費の変更(減額)処理がなされず、保護費の過大支給が行われてきたにもかかわらず、後になって過大支給額を返還するよう求められたことに納得できないとのことで、処分庁が行った本件返還決定が不当であるとして、その取消しを求めている。

しかしながら、処分庁の過誤によるものとはいえ、請求人が保護費を過大に受給していたことは、保護費の不当受給に当たると解されることから、何らかの方法で返還を求める必要がある。そこで、「生活保護手帳別冊問答集」問13の1によると、不当受給について、「法第63条によることが妥当な場合」として、「受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき」と記されていることから、処分庁は、この規定に基づき、本件返還決定を行ったものである。

したがって、本件返還決定は、法令その他の関連通知に基づき適正に行われたものであり、何ら違法なものではないことから、本件審査請求は棄却されるべきものとする。

(2) 処分庁から提出のあった証拠書類には、以下の趣旨の記載がある。

ア 平成26年2月28日付けの保護決定調書には、「適用年月日 同月1日、開廃等の理由・通知案 請求人のその他(1月分生活扶助費等)を支給します。追給支給額は73,456円となりますが、その取扱いは次のとおりです。同月分 生活70,052円 教育3,404円を追給支給日に支給します。、最低生活費認定欄 生活基準113,490 (調整額)70,052」との記載がある。

イ 平成28年1月25日付けの保護決定調書には、「適用年月日 同年2月1日、開廃等の理由・通知案 その他(生活扶助調整額)を削除します。、最低生活費認定欄 生活基準109,730 (調整額)0」との記載がある。

ウ 平成28年1月28日記録のケース記録票には、「訪問(保護世帯 同月27日) 請求人宅訪問 請求人在宅 前担当ケースワーカー 本ケースについて、D市からの移管当初に生活扶助調整額を入力しており、本来であればすぐに削除を行い保護費を適正化

すべきであったが、結局現在に至るまで調整額が反映され続けており、多額の過払い金が発生してしまっている。同年2月1日付けで適正化を行ったが、法第63条での返還が必要と考えられる。(中略) 処分庁による過支給で請求人に落ち度はないが、返還額の減額や免除はできない。この時期に発覚した理由としては家賃限度額の引き下げ、また経過措置に際して保護費を確認したところ支給額が異常に多いというところから発覚したと説明。今回の過払い原因については開始時調整額を計算し、一般の保護費計算と別枠でそれが存在していたためであるとも伝える。」との記載がある。

エ 平成28年2月15日記録のケース記録票には、「電話(同日) 請求人より電話 先日訪問し請求人に伝えた過払い金について再度確認。請求人、返還の必要性は理解できるが、移管当初D市より保護費が多いことについて確認したにも関わらず、当時問題ないと言われたことがあり納得はいかないとのこと。(中略) 請求人に非はないのはわかっていると伝える。(中略) 請求人に多大なストレスを与えてしまったことを詫言、しかし今後返還金の手続きについては進めざるを得ないと説明。」との記載がある。

オ 前記1 請求人の主張の(3)に同じ。

理 由

1 本件に係る法令等の規定について

(1) 法第4条は、生活保護制度の基本原則の一つである「保護の補足性」について規定しているが、その第1項において「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」と定めている。また、法第5条において「この法律の解釈及び運用は、すべてこの原理に基いてされなければならない。」と定めている。

(2) 法第63条は、「被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。」と定めている。

なお、本条文については、本来受けるべきでなかった保護金品を得たときの返還義務を規定したものであり、「急迫の場合等」の「等」とは、調査不十分のため資力があるにもかかわらず、資力なしと誤認して保護を決定した場合、あるいは保護の実施機関が保護の程度の決定を誤って不当に高額の決定をした場合等であると解されている。

また、額の決定を被保護者の状況を知悉しうる保護の実施機関の裁量に委せたものであると解されている。

(3) 「生活保護問答集について」(平成21年3月31日付け厚生労働省社会・援護局保護

課長事務連絡) 問13の1の「不当受給に係る保護費の法第63条による返還又は法第78条による徴収の適用」の答は、「法第63条によることが妥当な場合」として、「受給者に不当に受給しようとする意思がなかったことが立証される場合で届出又は申告をすみやかに行わなかったことについてやむを得ない理由が認められるとき。」と記している。

2. 本件返還決定について

(1) 本件についてみると、前記2 処分庁の主張の(1)及び(2)のとおり、処分庁は、他市からの移管当初に計上した調整額を削除するという保護費の減額処理を行わず保護費の過大支給を行ってきたことから、請求人に対し、過大支給分につき、本件返還決定を行ったことが認められる。

(2) 処分庁は、保護費の減額処理を行わなかったのは処分庁の過誤であることを認めつつ、しかしながら、請求人が保護費を過大支給していた額については、前記1の(2)及び(3)に基づき本件返還決定を行ったもので、その判断に違法な点はない旨主張する。確かに、前記1の(2)のとおり、法第63条には、保護の実施機関が不当に高額の設定をした場合の返還義務も含まれているものと解されているところである。

しかしながら、法第63条は、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず保護を受けた被保護者に対して、その受けた保護金品に相当する金額の全額の返還を一律に義務付けるのではなく、その金額の範囲内において保護の実施機関の定める額の返還を義務付けるにとどまるものであり、これは、全額を一律に返還させたのでは、最低限度の生活の保障の趣旨に実質的に反するおそれや、その自立を阻害することとなるおそれがあることから、金額の決定を保護の実施機関の合理的な裁量に委ねたものと解される。

したがって、保護の実施機関は、法第63条に基づく返還決定を行うにあたって、以上のような同条の趣旨に従い、被保護者の資産や収入の状況、受けた保護金品の使用の状況、その生活実態、当該地域の実情等の諸事情を調査して、これらを踏まえ、返還決定が被保護者の最低生活及び自立にもたらす影響等を考慮したうえで、個々の場合に返還を求める金額の決定について適切に裁量を行使しなければならない(福岡地方裁判所平成26年3月11日判決、及び東京地方裁判所平成29年2月1日判決参照)。

このようななか、処分庁が本件返還決定を決定するまでの間に、請求人の資産や収入の状況、生活実態、本件過支給費用の使用の状況等について、具体的に調査を行ったことを裏付ける事実を認めることができない。

そして、本件においては、請求人が処分庁担当ケースワーカーに保護費が高額であるため額に誤りがないか尋ねた際、担当ケースワーカーは誤りはない旨回答していること、本来であればすぐに削除を行うべき調整額を認定し続けたという誤った事務処理の結果生じたものであること、またこの点に関して請求人には何ら責められるべき事情は存在しないという特段の事情があることに留意すべきものといえる。

これらを踏まえると、処分庁は、本件返還決定に至る判断の過程において考慮すべき

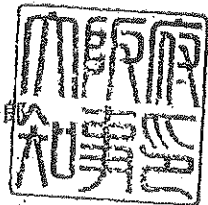
事情を考慮せず、請求人の資産や収入の状況、生活実態など検討すべき個別具体の事情についての調査を行っていない点において、本件返還決定に違法又は不当な点があるといわざるを得ず、取消しを免れない。

3 結論

以上のとおり、本件審査請求には理由があることから、行政不服審査法第46条第1項の規定により、主文のとおり裁決する。

平成30年4月11日

審査庁 大阪府知事 松井 一郎



教 示



- 1 この裁決に不服がある場合には、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して1箇月以内に、厚生労働大臣に対して再審査請求をすることができます。
- 2 この裁決については、上記1の再審査請求のほか、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。
また、この裁決があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、大阪府を被告として（訴訟において大阪府を代表する者は大阪府知事となります。）、裁決の取消しの訴えを提起することができます。
ただし、この裁決の取消しの訴えにおいては、不服申立ての対象とした処分が違法であることを理由として、裁決の取消しを求めることはできません。
- 3 ただし、上記1又は2の期間が経過する前に、この裁決があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することはできなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記1又は2の期間やこの決定があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても再審査請求をすること又は処分の取消しの訴え若しくは裁決の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。